

花巻空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 7 月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第66号

花巻空港管理条例の一部を改正する条例

花巻空港管理条例（昭和38年岩手県条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給油作業等)</p> <p>第6条 航空機の給油又は排油については、次に掲げるところにより作業を行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 給油中は、航空機及び給油装置をそれぞれ電位零の地点に接地すること。</u></p>	<p>(給油作業等)</p> <p>第6条 航空機の給油又は排油については、次に掲げるところにより作業を行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。